

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号 及び会社法施行規則第190条に定める書面)

令和3年9月30日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

株式会社アクトコール

令和3年9月30日

株式交換に関する事後開示事項

名古屋市中区錦一丁目10番20号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊原 暢宏

東京都新宿区四谷二丁目12番5号
株式会社アクトコール
代表取締役社長 羽星 一矢

ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、「JBR」といいます。）及び株式会社アクトコール（以下、「アクトコール」といいます。）は、令和3年7月27日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和3年9月30日を効力発生日として、JBRを株式交換完全親会社、アクトコールを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、本書に記載のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
令和3年9月30日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
アクトコールは、会社法第785条第3項の規定により、令和3年9月9日に、アクトコールの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるJBRの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第

1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 7 8 7 条（新株予約権買取請求）及び第 7 8 9 条（債権者異議）の規程による手続の経過
該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 7 9 6 条の 2、第 7 9 7 条及び第 7 9 9 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 1 9 0 条第 3 号）

- (1) 会社法第 7 9 6 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はございません。

- (2) 会社法第 7 9 7 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はございません。

- (3) 会社法第 7 9 9 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 1 9 0 条第 4 号）

本株式交換により、J B R に移転したアクトコールの株式の数は 1 1, 2 5 3, 7 0 0 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 1 9 0 条第 5 号）

- (1) J B R は、会社法第 7 9 6 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 7 9 6 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した J B R の株主はおりませんでした。

- (2) アクトコールは、会社法第 7 8 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年 9 月 9 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) J B R は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のアクトコールの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するアクトコールの株式 1 株に対して J B R の株式 0. 2 6 5 5 3 3 6 4 7 株の割合をもって J B R の自己株式を割当交付しました。J B R が交付した株式の総数は 2, 9 8 8, 2 3 6 株です。

(4) 本株式交換により増加する J B R の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- ② 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- ③ 利益準備金 0 円